

山梨県公報

号外第三号

平成十七年

二月一日

火曜日

目次

平成十七年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………一

公 告

●平成十七年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成十七年二月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六三六・八六ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一八一・八九ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、二三〇・七八ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一三・五五ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、八一四・八二ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一四六・八九ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	七・二八ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
葎崎地区水源かん養保安林	一、二〇七・二〇ヘクタール
葎崎地区土砂流出防備保安林	五七五・三〇ヘクタール

多摩川上流水源かん養保安林
多摩川上流土砂流出防備保安林
相模川中流水源かん養保安林
相模川中流土砂流出防備保安林
相模川上流水源かん養保安林
相模川上流土砂流出防備保安林

七二九・九六ヘクタール
一五・八二ヘクタール
一、一八五・七〇ヘクタール
一四六・四〇ヘクタール
一一四・三〇ヘクタール
一七四・〇四ヘクタール

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番